

2023年度

保護者の皆様

帝京香港幼稚園

感染症による出席停止と登園許可証について

日本においては、学校保健安全法施行規則により「学校感染症」が定められ「出席停止(登園停止)」の期間の基準が明確にされています。本園でも日本の基準に従い、以下の措置をとる事にしました。これは、子どもたちの命をまもる大切なことです。ご理解とご協力をお願いします。

学校感染症の分類と措置(学校保健安全法施行規則による)

【第一種の感染症】完全に治癒するまで出席停止(登園停止)

【第二種の感染症】症状により医師において感染の恐れがないと認められるまで出席停止(登園停止)

【第三種の感染症】症状により医師において伝染の恐れがないと認められるまで出席停止(登園停止)

※詳しくは別紙をご覧ください。

感染症にかかった場合は、必ず医師の診察を受けて下さい。登園する場合も、必ず医師の診断書、登園許可書を提出して下さい。家族が感染し、感染の疑いがある場合は幼稚園へ連絡して下さい。この場合、感染していなくとも、出席停止の措置を取ります。(ご家族の診断書が必要になります)

登園停止が必要な感染症の基準
※登園許可書が必要です

分類	病名	登園停止期間の目安
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後、幼児は3日間を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消える、または5日間の抗菌薬による投薬治療終了まで
	麻疹（はしか）	発疹にに伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、咽頭通、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで
第3種	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染の恐れがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	コレラ	医師に感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
パラチフス		

条件によっては登園停止の措置が必要と考えられる感染症 ※医師の診断が必要です

第3種	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始後24時間を経て、解熱し全身状態が良好となるまで
	ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化したとき
	手足口病	咽頭内でのウイルス増殖期間中は、飛沫感染するため、発熱や咽頭・口腔所見の強い急性期は感染源となる
	ヘルパンギーナ	解熱し、全身状態が安定していれば、登園可能 ※糞便中のウイルス排泄が数週間あるので、特に排便後の手洗いを励行
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力はほとんど消失しているため、発疹のみで全身状態が良好なら登園可能
	マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が過ぎて、症状が改善し、全身状態が良好なら登園可能
	流行性嘔吐下痢症	症状のある間が主なウイルス排泄期間なので、下痢・嘔吐から回復し全身状態が良好なら登園可能
	サルモネラ感染症	下痢が治まり全身状態が良好なら登園可能
	カンピロバクター感染症	
	急性細気管支炎（RSウイルス感染症）	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好であれば、登園可能
	EBウイルス感染症	解熱し、全身状態が良好であれば登園可能
	サイトメガロウイルス感染症	
	単純ヘルペス感染症	口内炎や、歯肉炎のみの場合、普通に食事ができれば登園可能
	带状疱疹	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化すれば登園可能
突発性発しん	解熱して全身状態がりょうこうなら登園可能	

通常、登園停止の措置は必要ないと考えられる感染症

分類	病名	留意事項
第3種 その他	頭虱（あたまじらみ）	早期に虫卵を発見する事が大切。タオル・くし・帽子の共有を避ける 着衣・シーツ・枕カバー・帽子の洗濯や熱処理。発見したら一斉に駆除する 原則として、プールを禁止する必要はない。
	伝染性軟属腫（みずいぼ）	多数の発疹のあるときは、プールでビート板やうきわ、タオルの共有は避け、 浸出液がある場合は、被覆することが大切
	伝染性膿痂疹（とびひ）	感染予防のため、病巣を有効な方法で被覆し直接接触は避けるようにする 適切な処置をして、病巣の乾燥あるいは、被覆可能な場合は登園可能